

青森市省エネナビ等モニター制度実施要領

(目的)

第1条 市は省エネナビ（家庭内における電気使用量等をリアルタイムで記録・表示する機器をいう。）及び個別電力センサー（個別の電気製品の電気使用量等を測定する機器をいう。以下、総称して「省エネナビ等」という。）を貸出し、家庭での省エネルギー実践行動の推進を図るとともに、地球温暖化対策への意識を高めることを目的とし、省エネナビ等のモニター制度を実施する。

(貸出対象者)

第2条 貸出の対象は、次の各号に掲げるすべての条件を満たしている者とする。

- (1) 市内在住の者。
- (2) 自身で家庭の分電盤（屋内）に計測器を設置できる者。
（家庭内の分電盤に計測器を取り付ける必要があるため、建物の所有者もしくは管理者、またはその許可が取れる方に限る。設置については資格不要なので一般の方で設置可能）
- (3) 第3条に規定する貸出条件等を満たす者。

(貸出条件等)

第3条 貸出については、次の各号に掲げるすべての条件を満たしていること。

- (1) 家庭の分電盤が以下の条件を満たしていること。
 - ①単相3線式または単相2線式
 - ②AC100V 150A（アンペア）以内
- (2) 太陽光発電システムを設置していないこと。
- (3) 省エネナビ等と一緒に環境家計簿も取り組むこと。
- (4) 省エネナビ等の全測定データを市へ提供すること。
- (5) 省エネナビ等のデータや報告書の内容等を、個人が特定されない範囲で公表されることに同意すること。

(貸出数量)

第4条 貸出数量は、第2条に規定する貸出対象者1世帯につき省エネナビ1台、個別電力センサー2台とし、市が所有する台数の範囲内で貸出するものとする。

(経費負担)

第5条 省エネナビ等の貸出は、無料とする。ただし、貸出期間中における省エネナビ等の動作に伴う経費は、貸出を受けた者（以下「モニター」という。）の負担とする。

(申請)

第6条 省エネナビ等の貸出を受けようとする者は、青森市省エネナビ等モニター申請書(様式第1号)により環境政策課長(以下「課長」という。)に申請しなければならない。

(決定)

第7条 課長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、貸出の可否を決定するものとする。

2 課長は、前項の決定を、青森市省エネナビ等モニター決定通知書(様式第2号)により通知し、省エネナビ等を貸出するものとする。

(貸出期間)

第8条 省エネナビ等の貸出期間は、7ヶ月以内とする。ただし、課長が認めたときは、再申請することができる。

(決定の取消)

第9条 課長は、モニターが省エネナビ等に関し次の各号に掲げる行為を行ったときは、青森市省エネナビ等モニター取消通知書(様式第3号)により、その貸出の決定を取消するものとする。

(1) 営利目的での使用

(2) 第三者への貸出、転貸、質入、占有、処分など

(3) 改造、塗装、装飾など

2 前項の取消により、モニターに損害が生じた場合でも、課長はその責めを負わないものとする。

(管理)

第10条 モニターは、省エネナビ等を適切な管理のもとに使用し、省エネナビ等の不具合、き損、亡失等が生じた場合は、速やかに市に連絡し、市の指示に従わなければならない。

2 モニターは、省エネナビ等を故意又は重大な過失により紛失し、又は破損したときは、実費又は現品により弁償しなければならない。ただし、天災その他特別の理由があると課長が認めたときは、この限りでない。

(返還)

第11条 モニターは、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに省エネナビ等を市に返還しなければならない。

(1) 省エネナビ等の貸出期間が経過したとき。

(2) 第2条の規定による貸出対象者の要件を満たさなくなったとき。

(3) 第9条の規定により貸出の決定が取消されたとき。

(実績報告等)

第 1 2 条 モニターは、貸出期間中の実績や省エネルギー実践行動の内容・効果等について、定められた期日までに環境家計簿（様式第 4 号）及び青森市省エネナビ等モニター制度アンケート（様式第 5 号）により報告しなければならない。

(その他)

第 1 3 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に課長が定める。

附則

この要領は、平成 2 3 年 5 月 6 日から実施する。